

四運自貨第203号  
四運自監第186号  
四運技安第244号  
令和5年3月30日

一般社団法人高知県トラック協会会長 殿

四国運輸局自動車交通部長  
四国運輸局自動車技術安全部長  
(公印省略)

「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る  
巡回指導結果の報告等の強化について」の一部改正について

標記について、令和5年3月28日付け国自安第151号、国自貨第175号及び  
国自整第272号をもって国土交通省自動車局安全政策課長、国土交通省自動車局貨  
物課長及び国土交通省自動車局整備課長から別添のとおり通達がありましたので、了  
知されるとともに、傘下会員に対して周知願います。

国自安第151号

国自貨第175号

国自整第272号

令和5年3月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

(公印省略)

「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に  
係る巡回指導結果の報告等の強化について」の一部改正について

今般、「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の巡回指導結果の報告等の強化について（平成25年3月29日付け国自安第161号、国自貨第128号、国自整第216号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれたい。

国自安第161号

国自貨第128号

国自整第216号

平成25年3月29日

一部改正 平成27年3月11日

一部改正 平成30年3月30日

一部改正 令和元年10月31日

一部改正 令和5年 3月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
釧路・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局貨物課長  
自動車局整備課長

## 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に 係る巡回指導結果の報告等の強化について

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）が実施する巡回指導の結果、悪質性の高い行為を行っている営業所については、本通達に基づき、適時・的確な報告等を行うよう、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関に要請してきたところであるが、今般、貨物自動車運送事業のより一層の輸送の安全を図るため、巡回指導時における対応等について、下記のとおり、報告方法等を変更することとしたので、貴職におかれては、本制度の的確な運用のため、引き続き、適切な報告等の受理及び監査の端緒管理、地方実施機関との定例会議の設置及び適切な運営等所要の措置を講じられたい。

### 記

#### 第1 制度の概要

##### 1 報告等対象営業所

本制度において、地方実施機関から運輸支局等（運輸支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）に対する報告等が行われる対象営業所については、別添1のとおりである。貴職に対しては、別添1と併せ、その詳細を以下のとおり補足して連絡するので了知されたい。

## (1) 速報事案

以下のいずれかに該当する営業所については、地方実施機関から運輸支局等に対し、速やかに報告が行われる。

### ア 点呼を全く実施していないと疑われる営業所

以下のいずれかに該当する営業所。

(ア) 点呼の実施記録（貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第7条第5項に規定する記録のこと。以下同じ。）が全く保存されていない営業所

(イ) 点呼の実施記録に係る帳簿は保存されているが、当該帳簿に点呼の実施記録が全く記載されていない営業所

### イ 運行管理者又は整備管理者が全く存在していないと疑われる営業所

以下のいずれかに該当する営業所。

(ア) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第18条第3項（第35条第6項において準用する場合を含む。）及び安全規則第19条に規定する運行管理者選任届出書が提出されている運行管理者が全く存在していない営業所（安全規則第18条第1項の規定により運行管理者の選任が必要な営業所に限る。）

(イ) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第52条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第33条に規定する整備管理者選任届出書が提出されている整備管理者が全く存在していない営業所（同規則第31条の3の規定により整備管理者の選任が必要な営業所に限る。）

なお、(ア)においては、運行管理者資格者証を有している者が存在していても、また、(イ)においては、整備管理者の資格を有している者が存在していても、それぞれの法令に基づく選任届出の手続きが行われていない場合にあつては、速報事案に該当するので留意されたい。

### ウ 定期点検を全く実施していないと疑われる営業所

以下のいずれかに該当する営業所。なお、「定期点検」には、いわゆる「3月点検」のみならず、「12月点検」も含まれることに留意すること。

(ア) 道路運送車両法第49条に規定する点検整備記録簿（「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日付け国自整第216号）記1-2.に規定する点検整備記録簿の写し又は電磁的記録を含む。以下同じ。）が全く保存されていない営業所

(イ) 上記点検整備記録簿は保存されているが、当該点検整備記録簿に点検整備の実施記録が全く記載されていない営業所

### エ 巡回指導における総合評価が「E」と判定された営業所のうち、以下の全ての項目が改善結果報告において未改善（一部未改善の場合を含む。）であった営業所、又は以下の項目が期限内に改善結果報告の提出がない営業所

(ア) 点呼の実施等が不適切であることが確認されたこと

- (イ) 運転者の過労防止等に係る措置が不適切であることが確認されたこと
- (ウ) 運転者のうち健康診断を2名以上受診していないことが確認されたこと

## (2) 定期報告事案

以下のいずれかに該当する営業所については、地方実施機関から運輸支局等に対し、一定の期間ごとに報告が行われる。

なお、ア、イ又はウに掲げる営業所のうち、地方実施機関において速やかに報告する必要性が高いと判断されるものについては、(1)に準じて、報告が行われる。

ア 巡回指導における総合評価で「D」または「E」と判定された営業所のうち、以下のいずれかに該当するもの（第1.1(1)エを除く。）

(ア) 巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善結果報告を行わないもの（改善結果報告を行ったものの指摘事項のすべてについて改善が認められない営業所を含む。）

(イ) 総合評価が3回連続して「D」または「E」となったもの

イ 地方実施機関が行う巡回指導を正当な理由がないのに拒否した営業所

ウ 運輸開始届出後の新規巡回指導において、許可基準を逸脱するような悪質な事業計画違反が疑われる営業所

エ 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険に加入していない（一部未加入の場合を含む。）又は当該保険料を納付していない営業所

## (3) 相談事案

以下のいずれかに該当する営業所については、運輸支局等が定期的を開催する会議（以下「定例会議」という。）において、地方実施機関から個別に相談が行われる。

なお、ア又はイに掲げる営業所のうち、違法性の疑いが高いものについては、速やかに相談が行われる。

ア いわゆる「名義貸し」「白トラ利用」等悪質であるが、構成要件該当性の判断が困難な法令違反が疑われる営業所

イ 安全規則又は道路運送車両法により記録・保存が義務付けられている記録簿について、改ざんが疑われる営業所

ウ その他地方実施機関において相談が必要と判断する営業所

## 2 報告等の時期

地方実施機関から運輸支局等に対する報告等が行われる時期は、以下の点を勘案して、それぞれ定めるものとする。

### (1) 速報事案

巡回指導日からおおむね1週間以内を目処に運輸支局等と地方実施機関が協議して決定した期間内に速報する。

なお、第1.1(1)エについては、「巡回指導日から」を「改善結果報告期日から」に読み替える。

## (2) 定期報告事案及び相談事案

1ヶ月を目処に運輸支局等と地方実施機関が協議して決定した期間ごとに、当該期間内に定期報告事案又は相談事案に該当することとなったものをとりまとめて報告又は相談する。

このため、相談事案を協議するなどの場として運輸支局等に設置される定例会議の開催頻度については、少なくとも月1回の開催を目処とし、具体的な開催時期は運輸支局等及び地方実施機関において協議されたい。

## 第2 本制度に係る留意事項

### 1 事業者に対する周知

地方運輸局及び運輸支局においては、円滑な巡回指導業務が実施できるよう、都道府県トラック協会及び地方実施機関と連携しつつ、独自の工夫を凝らし、指導講習等各種の機会やマスメディア等を通じ、管下事業者に対し本制度の周知を図られたい。

なお、当該周知に資するため、「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について（平成15年2月14日付け国自貨第100号）別添の「協力依頼文書の例」については、令和元年10月29日付けで別添2のとおり改正することとするので留意されたい。

### 2 受理情報の処理結果の連絡の実施

地方実施機関から報告等のあった情報については、受理後の処理結果について、定例会議等を通じて、地方実施機関に対し連絡されたい。

### 3 データ分析の徹底

本制度については、区分ごとの報告等件数並びに監査件数、処分件数、地方実施機関への受理情報の処理結果の連絡件数等についてのデータ収集及び分析を行い、効果検証を行うこととしているので留意されたい。

なお、当該データの収集方法等については、「適正化事業実施機関との連携強化に係る報告件数等の報告要領について（平成25年10月8日付け国自貨第73号）」を参照し、適切に報告されたい。

## 第3 本制度の適用

### 1 速報事案

速報事案については、平成25年10月1日以降、適正化事業指導員による巡回指導が行われた営業所を対象とする。

### 2 定期報告事案及び相談事案

定期報告事案及び相談事案については、平成25年10月1日以降、それぞれの規定する事案に該当することとなった営業所を対象とする。

附 則（平成27年3月11日 国自安第240号、国自貨第86号、国自整第338号 一部改正）

第1 1(2)ウの規定は平成27年6月1日以降に申請され、許可を受けた事業者の営業所について適用するものとする。

附 則（平成30年3月30日 国自安第263号、国自貨第185号、国自整第359号 一部改正）

第1 1(2)ア(イ)の規定及び別添2については、平成30年10月1日以降に巡回指導を実施される事業者に対して適用するものとする。

附 則（令和元年10月31日 国自安第108号、国自貨第71号、国自整第158号 一部改正）

この通達は、令和元年11月1日以降に巡回指導を実施される事業者に対して適用するものとする。

附 則（令和5年3月28日 国自安第151号、国自貨第175号、国自整第272号 一部改正）

この通達は、令和5年4月1日以降に巡回指導を実施される事業者に対して通用するものとする。





○地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の報告等の強化について

(平成 25 年 3 月 29 日付け国自安第 161 号、国自貨第 128 号、国自整第 216 号)

改 正	現 行
制 定 平成 25 年 3 月 29 日 国自安第 161 号 国自貨第 128 号 国自整第 216 号	制 定 平成 25 年 3 月 29 日 国自安第 161 号 国自貨第 128 号 国自整第 216 号
一部改正 平成 27 年 3 月 11 日	一部改正 平成 27 年 3 月 11 日
一部改正 平成 30 年 3 月 30 日	一部改正 平成 30 年 3 月 30 日
一部改正 令和元年 10 月 31 日	一部改正 令和元年 10 月 31 日
<u>一部改正 令和 5 年 3 月 2 8 日</u>	
各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿 各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿	各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿 各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿
自 動 車 局 安 全 政 策 課 長 自 動 車 局 貨 物 課 長 自 動 車 局 整 備 課 長	自 動 車 局 安 全 政 策 課 長 自 動 車 局 貨 物 課 長 自 動 車 局 整 備 課 長
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に 係る巡回指導結果の報告等の強化について	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に 係る巡回指導結果の報告等の強化について
第 1 制度の概要 1 報告等対象営業所 (1) (略) (2) 定期報告事案	第 1 制度の概要 1 報告等対象営業所 (1) (略) (2) 定期報告事案
以下のいずれかに該当する営業所については、地方実施機関から運輸支局等に	以下のいずれかに該当する営業所については、地方実施機関から運輸支局等に

対し、一定の期間ごとに報告が行われる。

なお、ア、イ又はウに掲げる営業所のうち、地方実施機関において速やかに報告する必要性が高いと判断されるものについては、(1)に準じて、報告が行われる。

ア 巡回指導における総合評価で「D」または「E」と判定された営業所のうち、以下のいずれかに該当するもの（第1. 1(1)エを除く。）

(ア) 巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善結果報告を行わないもの（改善結果報告を行ったものの指摘事項のすべてについて改善が認められない営業所を含む。）

(イ) 総合評価が3回連続して「D」または「E」となったもの

イ～エ （略）

(3) 相談事案

ア、イ（略）

ウ （削除）

エ その他地方実施機関において相談が必要と判断する営業所

第2～附則 （略）

附則（令和5年3月28日 国自安第151号、国自貨第175号、国自整第272号 一部改正）

この通達は、令和5年4月1日以降に巡回指導を実施される事業者に対して適用するものとする。

対し、一定の期間ごとに報告が行われる。

なお、ア、イ又はウに掲げる営業所のうち、地方実施機関において速やかに報告する必要性が高いと判断されるものについては、(1)に準じて、報告が行われる。

ア 巡回指導における総合評価で「E」と判定された営業所のうち、以下のいずれかに該当するもの（第1. 1(1)エを除く。）

(ア) 巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善結果報告を行わないもの

(イ) 巡回指導時に行った改善指導について、改善結果報告はあったが、その一部について改善が見られないもの

イ～エ （略）

(3) 相談事案

ア、イ（略）

ウ 巡回指導における総合評価で「D」と判定された営業所のうち、巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わないもの

エ その他地方実施機関において相談が必要と判断する営業所

第2～附則 （略）

（新設）